

事務事業 No./名称	■サービス部門 都整-18 □支援部門		市営住宅管理運営事業					
主管課	建築住宅課	関連課						
分野名	住宅・住環境							
目標 (目標値)	市営住宅の適切な管理運営を図る 住宅使用料徴収の向上							
人口等のデータ	データ区分	24年度	23年度	22年度	備考			
	人口	177,224人	177,204人	177,161人	・各年4月1日 (住民基本台帳)			
	世帯数	79,669世帯	79,217世帯	78,812世帯				
事業の対象者数	642世帯	642世帯	642世帯					
運営資源状況	決算値(千円)	137,704	159,203	199,484				
	(国・県)		10,149	10,228				
	(負担金等)	124,278	126,554	127,502				
	(一般財源)	13,426	22,500	61,754				
	人員配置数	2.4	2.3	3.5				
	人件費(千円)	19,406	20,010	31,186				
	協働のパートナー							
事務事業運営経費	総事業費(千円)	157,110	179,213	230,670				
	市民1人当りの経費(円)	887	1,011	1,302				
	対象者1人当りの経費(円)	244,720	279,148	359,299				
ベンチマーク (県内外自治体や民間団体との比較値)	団体名⇒	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	大和市	厚木市		
	管理戸数	1,585	1,740	470	564	449		
	H24募集戸数	59	124	25	15	64		
	応募倍率	5	6.8	7.6	27.4	4.2		
指標	評価	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	最終年度(27年度)	
住宅応募倍率	△	目標値	7倍	7倍	7倍	7倍	7倍	
		実績値	13倍	11.7倍	13.5倍	15.5倍		
◎目標を達成 ○目標に向かって前進 △横ばい ×後退								

評価のポイント

評価の視点	①効率性	事業費や人件費に削減余地はないか。	②妥当性	事業の目的と政策・施策体系の目標とが整合しているか。法的な根拠や公的関与の妥当性はあるか。
	③有効性	事業の成果が得られているか。事業を休止・廃止した場合影響があるか。	④公平性	受益機会が偏っていないか。受益者負担は公平・公正か。

中事業に含まれる小事業の評価(⇒個別事業の概要は裏面)

小事業名	H24決算値	評価	適切=○、要改善=△(評価の視点を参照)	⇒ 方向性	A: 充実・拡大 B: 現状継続 C: 改善・見直し D: 統合縮小 E: 廃止・休止
市営住宅運営事業	595千円	①効率性 ○ ②妥当性 ○ ③有効性 ○ ④公平性 ○	⇒ □A ■B □C □D □E	事業の概要 市営住宅入居者の選考及び入居者管理に関する事務	
	137,109千円	①効率性 ○ ②妥当性 ○ ③有効性 ○ ④公平性 ○	⇒ □A ■B □C □D □E	事業の概要 市営住宅管理委託料及び借上住宅の使用料	
市営住宅維持管理事業		①効率性 ②妥当性 ③有効性 ④公平性	⇒ □A □B □C □D □E	事業の概要	
		①効率性 ②妥当性 ③有効性 ④公平性	⇒ □A □B □C □D □E	事業の概要	
		①効率性 ②妥当性 ③有効性 ④公平性	⇒ □A □B □C □D □E	事業の概要	
		①効率性 ②妥当性 ③有効性 ④公平性	⇒ □A □B □C □D □E	事業の概要	

事務事業の課題及び取組状況

H24年度の課題	市営住宅642戸のうち、362戸は昭和30年代から40年代にかけて建設されたもので、老朽化は著しい。また、住宅使用料の収入未済額を縮減する。		
課題解決のための取組	鎌倉市営住宅長寿命化計画の内容を現状に合わせて見直した。また、家賃滞納については、現年度及び過年度滞納家賃の収納率向上のため、滞納者への督促及び催告を行い、収入未済額の縮減を図った。	取組の結果	□解決 ■未解決
未解決の課題	老朽化住宅の建替えを行う。また、市営住宅使用料については、過年度分の収納率は向上したものの現年度分の収納率及び収入未済額が減少したため、結果として滞納額が増加している。		

中事業の評価と今後の方向性

中事業の評価	適切=○ 要改善=△ (評価の視点を参照)	①効率性 ○ ②妥当性 ○ ③有効性 ○ ④公平性 ○	今後の方向性	A: 充実・拡大 B: 現状継続 C: 改善・見直し D: 統合縮小 E: 廃止・休止	※□事業完了
			市営住宅の総合的整備計画の策定に向けてストックの状態の把握や日常的管理を行い、ライフサイクルコストの縮減に努める。また、滞納整理事務については、滞納者に実施可能な返済計画を作成し履行させる。また、故人や無断退去者の回収不能と思われるものは不納欠損処分を検討する。	↓ B	課長等名 建築住宅課担当課長 小林 肇

